

第一リヨン公会議（1245年）決議文翻訳

著者	藤崎 衛, 内川 勇太, 纓田 宗紀, 窪 信一, 紺谷 由紀, 櫻井 理沙, 佐野 大起, 柴田 隆功, 橋 優, 仲田 公輔, 増永 菜生, 森本 光, 築田 航
雑誌名	クリオ = Clio : a journal of European studies
巻	30
ページ	100-127
発行年	2016-05
URL	http://doi.org/10.15083/00079049

第一リヨン公会議（1245年）決議文翻訳

監修：藤崎 衛

訳：内川 勇太、櫻田 宗紀、窪 信一、紺谷 由紀
櫻井 理沙、佐野 大起、柴田 隆功、高橋 優
仲田 公輔、増永 菜生、森本 光、築田 航

1. 第一リヨン公会議について

第一リヨン公会議は教皇インノケンティウス四世（在位 1243-1254 年）の主催により、1245 年 6 月 26 日の事前会合に続いて、同 28 日から 7 月 17 日にかけてリヨンにおいて開催された¹。3 名のラテン人総大司教（コンスタンティノーブル、アンティオキア、アクイレア）をはじめ、フランス・イタリア・スペイン・イギリスから約 150 名の司教が参加したほか、ラテン帝国皇帝（ボードゥアン 2 世）やトゥールーズ伯レモン 7 世など、俗人諸侯も出席している。

公会議が教皇の膝元のローマではなく、遠く離れたリヨンで開かれたというのは、一見すると奇妙である。実は、教皇は前年の 1244 年 6 月にローマを離れ、チヴィタ・ヴェッキアから船で出身地のジェノヴァへ渡り、3 ヶ月間そこに滞在したのちに陸路でリヨンに到っている（1244 年 12 月 2 日）。教皇はこのリヨンに、その後 6 年半近くもの間とどまることとなる。教皇がローマを去った理由は、前任のグレゴリウス九世（在位 1227-1241 年）以来、教皇とローマ皇帝フリードリヒ二世との間で続いてきた争いにある。この争いの渦中であって、皇帝に包囲されたインノケンティウスはローマ、そしてイタリアからの脱出を図ったのであった。リヨンは帝国領域に位置していたが、リヨン大司教に属しており、地理的にドイツやフランスとの間では交通の便が良いと同時に適度な距離が保たれていたため、この都市が教皇の落ち着く先となったのである。

以上のような経緯もあり、フリードリヒ二世に対する処遇が会議の重要事項であったのは確かである。教皇側は異端や不信心者との結託などの罪状を突き付けて皇帝を告発し、シチリア王国宮廷裁判所長官タッデオ・ダ・スエッサなどによる皇帝側の弁護は反駁された。最終的に第 3 回目で最後の本会議（7 月 17 日）で、ドイツ王位とローマ皇帝位の剝奪が宣言された。

とはいえ、当時教皇やカトリック世界を取り巻いていた問題はそれだけではなかった。

¹ 以下に第一リヨン公会議に関する主な研究文献を挙げておく。W. E. Lunt, “The sources for the First Council of Lyons, 1245,” *English Historical Review* 33 (1918), pp. 72-78; S. Kuttner, *Die Konstitutionen des ersten allgemeinen Konzils von Lyon*, Roma 1940; G. Battelli, “I transunti di Lionne del 1245,” *Mitteilungen des Österreichischen Instituts für Geschichtsforschung* 62 (1954), pp. 336-364; Hans Wolter/Henri Holstein, *Lyon I et Lyon II*, Paris 1966 (*Histoire des conciles œcuméniques*, 7); M. Mollat/P. Tombeur, *Les conciles Lyon I et Lyon II: Concordance, index, listes de fréquence, tables comparatives*, Louvain 1974 (*Conciles œcuméniques médiévaux*, 2); S. Bruneau-Amphoux, “‘Lyon sur Rhône’, Lyon et le concile de 1245 d’après les chroniques italiennes, françaises et anglaises (milieu XIIIe-milieu XIVe siècle),” in Jean-Louis Gaulin/S. Rau (ed.), *Lyon vue d’ailleurs (1245-1800): échanges, compétitions et perceptions*, Lyon 2010, pp. 25-42; 藤崎衛「中世カトリック世界の重層的アイデンティティ——12・13 世紀の教会会議言説の分析——」『歴史学研究』第 937 号（2015 年）、171-180 頁。

このことは、開会時に教皇が行った公式説教の内容から明らかとなる。その中で教皇は、聖職者の不適格性、サラセン人の横柄さ、ギリシア人の分離、タルタル人（モンゴル人）の残忍さ、フリードリヒ二世による迫害という 5 つを列挙している²。ここに訳出した決議文において、これらの諸問題は、冒頭で皇帝廃位が宣言され、また第 II 部においてギリシアの問題（ラテン帝国への援助）やタルタル人、聖地十字軍の問題が扱われている。そしてその間に挟まる「第 I 部」というべき部分において、聖職者の選挙や裁判、聖職禄についてなど、教会内の問題が——第四ラテラノ公会議ほどではないにせよ——数多く扱われている。

ところでここに訳出した文書は、「皇帝廃位勅書」と「第 1 条から第 22 条までの条文」と「第 II-1 条から第 II-5 条までの文書」からなっている。実際のところ、教皇が公会議終了後ほどない 1245 年 8 月 25 日にリヨンにおいて公布し、ボローニャ大学とパリ大学に送付したのは、22 条（本翻訳の第 1 条から第 22 条）の条文のみであった。しかし、皇帝廃位勅書（本翻訳の冒頭の文書）がこの公会議における最大案件に関わる最重要文書だというのは明白であり、また第 II 部の 5 文書（本翻訳の第 II-1 条から第 II-5 条）はインノケンティウス 4 世の文書記録簿に収められていることから、これまでの校訂版の構成に倣って、ここでも「廃位文書」と「22 条」と「5 文書」を並べて紹介するのが相応しいと判断した。なお、テキストの伝来と校訂についてさらに詳しくは、S. クットナーの調査³と下記「凡例」に示した底本およびその他の校訂版を参照されたい。

法学者であった教皇は自らが記した教会法註釈書（*Apparatus in quinque libros decretalium*）において、同決議文に註釈を施してもいる。そして決議文の多くは教会法

² 「これらがなされると、〔教皇は〕預言者の権威に基づき説教し始めた。『私の心での私の苦悩の多さに応じて、あなたの慰めは私の魂を喜ばせました』（詩編 94:19 [ウルガータ聖書 93:19])。彼の苦悩が数多あると始めたが、それは 5 つの苦悩が彼を取り巻いていたからである。第 1 は高位聖職者と下位〔聖職〕者の欠陥について、第 2 はサラセン人の横柄さについて、第 3 はギリシア人の分離について、第 4 はタルタル人の残忍さについて、第 5 は皇帝フリードリヒ [2 世] の迫害について。第 1 の高位聖職者と下位者の欠陥のことに再び触れたが、なぜなら彼らは、そうであるのがならわしでありそうであらなければならなかったような者たちではなかったからであり、また彼 [= 教皇] は彼らの過ちについて多くを述べた。その後、サラセン人の横柄さについては、彼は海の向こうで起こっていたことについての噂、すなわちいかにして彼らがエルサレムを占拠し、主の墳墓やその他同地方の神聖な場所を破壊し、無数のキリスト教徒を殺戮し、その至る所でそれら [= 神聖な場所] が彼らによって冒されたのかに言及した。第 3 にギリシア人の分離について、いかにしてギリシア人の皇帝ヴェタクィス [= ニカイア帝国皇帝ヨハネニス 3 世ドゥーカス・パタクセス] が分離的ギリシア人とともにほぼコンスタンティノーブルまでの土地を占拠し破壊したのか、またキリスト教徒から迅速な救援を得なければ [この] 都市について恐怖を抱かれることがありえるのか [を語った]。第 4 にタルタル人の残忍さについては、いかにして彼らがキリスト教徒たちの土地に侵入し、ハンガリーを占拠し、性別や年齢に遠慮することなく全ての者を殺戮したのか [を語った]。第 5 に前述の皇帝の迫害については、いかにして [皇帝が] 教会と彼 [= 教皇] の前任者グレゴリウス [9 世] を迫害し、彼 [= 教皇] が迫害されたのか、そして前述の皇帝が世界中に送った書簡の中で、〔皇帝は〕教会ではなく教皇を迫害するのだ、また至極明白と思われるとおり、教会の空白期に彼がそれ [教会] を迫害することをやめず、それどころかその時に聖職者と教会を激しく打ちのめしたというのは真実ではないのだと [皇帝が] 公然と述べたのか [を語った]」。原文の出典は *Relatio de concilio Lugdunensi*, in L. Weiland (ed.), *Monumenta Germaniae historica*, Leg. IV Const., II, Hannover 1896, no. 401, p. 514.

³ 註 1 を参照。

集成のおかげで普及することとなり、実際、23の条文がグレゴリウス九世による『リベル・エクストラ』を補完することとなったうえ、第2条を除きかつ皇帝廃位勅書の抜粋を伴ってボニファティウス八世の『リベル・セクストゥス』に採り入れられた。教会史における重要性は言を俟たないだろう。

ところで本翻訳は、昨年の第四ラテラノ公会議の決議文翻訳⁴を受けて、それに続く公会議についても日本語訳を試みようとして実現したものである。この第一リヨン公会議に関わる諸文書、とりわけここに訳出した文書群は、すでに述べたような13世紀のヨーロッパ、キリスト教世界、教皇庁を取り囲んだ様々な状況と問題、そしてそれに対して教皇が取った態度と措置を浮き彫りにしてくれる恰好の史料である。13世紀のヨーロッパ世界を見渡す一素材たりうれば幸いである。

なお、翻訳は12名が適宜分担し、監修者が点検を行った。作業において不明な点は可能な範囲内で翻訳者および監修者の間で意見を出し合い解決を図ったが、思わぬ誤訳があるかもしれない。これを機により良い日本語訳が生まれることを期待する。

2. 凡例

1. 底本は、「コルプス・クリスティアノールム」叢書の公会議テキスト集成に収められた A. A. ラーソンと K. N. ペニンントンによる次の校訂版とした。A. A. Larson/K. N. Pennington, "Concilium Lugdunense I 1245," in *The General Councils of Latin Christendom. From Constantinople IV to Pavia-Siena (869-1424)*, ed. A. García y García et al. (Conciliorum oecumenicorum generaliumque decreta, 2/1), Turnhout 2013, pp. 205-245.
2. G. アルベリゴ監修による、初版1962年、第3版1973年の普遍公会議決議集の校訂版である *Conciliorum Oecumenicorum Decreta*, ed. G. Alberigo et al., 3rd ed., Bologna 1973、および各国語訳も適宜参照した。英語訳は *Decrees of the Ecumenical Councils*, ed. N. P. Tanner, London/Washington, DC 1990 に、フランス語訳は *Les Conciles œcuméniques : Les Décrets*, vol. 2/1, *De Nicée I à Latran V*, ed. A. Duval et al., Paris 1994 に、ドイツ語訳は *Dekrete der ökumenischen Konzilien*, ed. G. Alberigo et al., vol. 2, *Konzilien des Mittelalters. Vom ersten Laterankonzil (1123) bis zum fünften Laterankonzil (1512-1517)*, ed. G. Sunnus/J. Uphus von Josef Wohlmuth, 3rd ed., Paderborn 2000 にそれぞれ収められている。
3. 聖書に典拠がある箇所では、底本の註記を参照したうえで条文中の（ ）内に記した。書名や章節番号は日本聖書協会発行の『新共同訳聖書』にもとづくが、書名は適宜省略した。ウルガータ聖書と『新共同訳聖書』とで書名や章節番号に相違がある場合は、『新共同訳聖書』を優先させた。今回は「詩編」の章番号がこれに該当する。
4. 文意を明確にするために訳文を補う必要があるときは、〔 〕を用いた。

⁴ 藤崎衛（監修）「第四ラテラノ公会議（1215年）決議文翻訳」『クリオ』第29号（2015年）、87-130頁。

5. 文意を明確にするために訳語の言い換えが必要なときは、〔＝〕を用いた。
6. 翻訳の担当者は各条文末に（ ）内に記した。

（以上、藤崎衛）

3. 第一リヨン公会議決議文翻訳

皇帝フリードリヒ二世廃位勅書⁵

司教にして神の僕たちの僕たるインノケンティウス〔四世〕が、聖なる公会議の場にて、事物の永遠の記念のために。神の御稜威の御旨により分不相応にも使徒の最高の栄位に拔擢されし余は、あらゆるキリスト教徒について絶えず熱心かつ賢明に配慮を行い、各々の功罪を深遠なる思惟の眼識をもって裁定し、慎重なる熟慮の棹秤をもって量らねばならない。というのは、常に功罪と報いを平衡な秤皿に載せ、各々に対してその行いの性質に即した量の罰または恩寵を報ずることにより、厳正なる審査がそれに相応しいことを証明するところの者たちを適正な恩恵をもって引き上げ、他方で罪人を至当なる罰をもって押し下げるためである。事実、恐るべき戦争の動乱がキリスト教を信奉する数多の地方を長きにわたり苦しめてきたため、余は神の聖教会、さらにはキリスト教徒全体の安寧と平和を衷心より切望し、かかる不和と苦難の元凶たる特定の世俗の君主〔＝フリードリヒ二世〕——彼はその逸脱行為ゆえに、余の先任者たる幸いなる記憶の教皇グレゴリウス〔九世〕によりアナテマの鎖をもって縛られたところの者であった——に対し、大いなる権威を持つ者たち、すなわち彼の救済を熱望していた尊敬すべき兄弟〔＝枢機卿〕にして当時ルーアン大司教であったアルバーノ司教ペトルス、かつてモデナの〔司教〕であったサビーナ司教ウィレムス、そして余の親愛なる息子にして十二使徒聖堂の司祭枢機卿、かつ当時聖ファクンドゥス修道院長であったウィレムスを、特別使者に任命すべきと判断した。彼らを通じ、余は彼と全世界に対しても平和と安寧を供与する心積もりであることを彼に提案したのであるが、それは余と余の兄弟らが、彼ならびに全ての人々との能う限りの平和を望んだがゆえのことであった。彼が捕虜として拘置していた高位聖職者、〔下位〕聖職者ならびに他の全ての人々と、彼がガレー船で〔拘置することに〕手を染めた⁶ところの聖俗の全ての人々とを返還することが、平和への端緒となりうる最たるものであったがゆえに、余は先の者たちを通じ、彼らを返還するよう彼に要求し、請願した。というのは、彼とその使者らのいずれもが、余が使徒職に召命されるよりも前にこの同じことを確約していたためであった。加えて余は、〔先の〕同じ者たちが余の代わりに和平を聴き入れ協議する用意ができていたり、自らが破門の鎖で縛られる原因となったところのあらゆる事柄について君主が賠償することを望むならば、それについても聴き入れる用意ができていたりを通告し、そのうえ、もしも教会が務めに背いて何らかの形で彼を害したというのであれば——教会はそれを為したとは信じなかったが——それを正し、然るべき状態に回復させる所存であることを彼に提議した。また、もし彼が、何らの形においても正義に背いて教会を害さなかったと述べたり、あるいは余が正義に背いて彼を害したなどと述べたりしたならば、余は諸王と高位聖職者ならびに聖俗の首長らを、どこか彼ら自身であれ正式の使節を通じてであ

⁵ 神聖ローマ皇帝兼シチリア王であるフリードリヒ二世の廃位を宣告する教皇勅書。彼が犯した特に重大な罪状として、「偽誓」「和平破壊」「瀆聖」「異端」の4つが列挙される。教皇はそれらの根拠を逐一説明したうえで、彼の帝権と王権を剥奪することを宣言する。

⁶ 1241年5月3日のこと。

れ参集することのできる安全な場所に呼び寄せる所存であった。また教会も会議の勧告に基づき、もし彼を何らかの形で害したのであれば彼に賠償し、彼に対して〔破門の〕判決を不当に下していたというのであればそれを撤回し、あらゆる寛大さと慈悲をもって、神とその名誉に適う形で為されうる限りにおいて、彼を通じて教会とその成員に対して為された損害と危害について、彼よりの賠償を受け入れる心積もりであった。教会はさらに、その全ての友人らと支持者らを平和の内に据えて万全の安泰を享受し、そうすることで彼らがこの状況からいかなる危険をも被らぬようにすることを望んでいた。しかしながら、それゆえ彼との関係においては、余は平和のために父祖伝来の訓告と穏やかなる懇願に依拠するよう心掛けてきたのであるが、それにもかかわらず彼はファラオの狷介に倣い（参照、出エジプト 7:13）、毒蛇の如くその両耳を塞ぎ（参照、詩編 58:5〔ウルガータ聖書は同 57:5〕）、傲慢なる頑然さと頑然たる傲慢さをもって、かかる懇願と訓告を無下にしてきたのである。またその後、先日過ぎた聖木曜日に先立つ直近のそれ〔= 昨年の聖木曜日〕には⁷、余と余の兄弟らの前で、キリストにおける余の親愛なる息子たる名高きコンスタンティノーブル皇帝〔= ボードゥアン二世〕、さらには相当数の高位聖職者集団、元老院とローマ市民、ならびにその日の式典のために世界の様々な地域から使徒座に参集した他の非常に多くの人々の臨席の下、彼は貴頭の士たるトゥールーズ伯レモン〔七世〕と、彼〔= フリードリヒ二世〕の宮廷裁判官にして本件に関する彼よりの特別委任状を所持していた使者かつ代理人である、マギステルのピエトロ・デッラ・ヴィーニャおよびタッデオ・ダ・スエッサを通じて宣誓を行い、余と教会の命令を遵守することを保証したにもかかわらず、その後彼は誓約したことを果たさなかった。それどころか爾後の行動から明確に推論されるように、彼は同教会と余に従うというよりも、恐らくむしろ嘲弄するという意図をもって宣誓を為したのだと考えられる。というのも、彼はその後既に一年以上を経てもその教会の懐に復帰できておらず、また自らが生ぜしめた損失と損害に関し、そうすることを求められるに至ってもなお、賠償を行おうと努めてこなかったからである。以上の理由により、余はもはやキリストに対して重大な非礼を働くことなしには彼の不当行為を看過することができないために、己を思い煩わす良心に強いられて、至当にも彼を罰するのである。彼の他の諸々の悪行については今は述べないでおくにせよ、彼は言い逃れによって隠蔽されえない四つのこの上なく重大なことを犯した。すなわち、彼は幾度も偽誓を働いた。彼は教会と帝国の間に従前に回復された和平を無思慮に破った。さらに彼は、上述の前任者〔= グレゴリウス九世〕が召集を命じていたところの会議に向かっていた聖なるローマ教会の枢機卿や他の諸教会の高位聖職者、ならびに律修および在俗の〔下位〕聖職者を捕縛することにより、瀆聖を犯した。そのうえ彼は不明確ないし軽微な証拠ではなく、むしろ重大かつ明確な証拠により、異端の嫌疑が掛かっている。というのも実際、数々の偽誓を彼が犯してきたことは全く明らかだからである。例えば彼はかつて皇帝位に選出される前、シチリアの諸地方に滞在していたときには、サン・テオドロの助祭枢機卿にして使徒座の

⁷ 1244 年 3 月 31 日。参照、J.-L.-A. Huillard-Bréholles, *Historia diplomatica Friderici secundi: sive constitutione, privilegia, mandata, instrumenta quae supersunt istius imperatoris et filiorum eius*, 6 vols., Paris 1852-1861, vol. 6/1, pp. 271-272; A. Potthast, *Regesta pontificum romanorum inde ab a. post Christum natum MCXCVIII ad a. MCCCIV*, 2 vols., Berlin 1874-1875, vol. 1, p. 962.

使節であった良き記憶のグレゴリウスと、余の先任者たる幸いなる記憶のインノケンティウス〔三世〕、および彼のローマ教会の後継者らの面前で、同教会から彼のために為されたシチリア王位の承認への見返りとして、誠実宣誓を行った⁸。またこれと同様に、伝えられている通り、同じ地位〔=皇帝位〕に選出されてローマに来た後には、彼は同インノケンティウスとその兄弟らの面前で、他の多くの者たちの臨席の下、彼の両手に臣従礼を為して〔誠実宣誓を〕更新した。その後アラマンニアにいたときには、同インノケンティウスに対して、またその逝去の後には余の先任者たる良き記憶の教皇ホノリウス〔三世〕とその後継者らおよびローマ教会それ自体に対して、帝国の君主らと貴族らの臨席の下、ローマ教会の名誉と権利、および財産を能う限り保全し、信義誠実に則って保護し、かつ自らの手許に来たものを何であれ差し支えなく返還するよう配慮することを、宣誓の中で先の財産を明確に列挙しながら保証したうえ、後に帝冠を得た際にこれを確認した。ところが彼は、背信の烙印と大逆の罪状を免れないにもかかわらず、無思慮にもこれら三つの誓約の冒瀆者となった。というのも、上述の先任者グレゴリウス〔九世〕とその兄弟らに対し、彼は不遜にもこの兄弟らに宛てて脅迫状を送り、かつ地上のおよそ全域において、先のグレゴリウス〔九世〕をその兄弟らの面前で様々に中傷したからである。このことは当時彼が彼らに送った書状から明らかな通りであるし、また言い広められている通りでもある。さらに彼は、司教にして使徒座の使節、かつローマ教会の高貴で偉大なる成員であった、尊敬すべき余の兄弟にして当時サン・ニコラ・イン・カルチェレ・トゥッリアーノの助祭枢機卿であったポルトのオットーと、良き記憶のパレストリーナのヤコブスとを、個人的に捕縛させ、全財産を掠奪し、複数回にわたり様々な地域を不名誉に引き回した後、監獄に引き渡した。加えて彼は、主イエス・キリストが至福なるペトロとその後継者らに手ずから授けた特権、すなわち「汝が地上で繫ぐものは天上でも繫がれる。汝が地上で解くものは天上でも解かれる」(マタイ 16:19) という、疑いなくその内にローマ教会の権威と権力が存するところの特権を、全力で減退させようとしたり教会それ自体から除去しようとしたりすることに余念が無かった。そのために彼は、先のグレゴリウス〔九世〕の判決に自らは畏服しないと書き送り、教会の鍵を軽蔑することにより、彼から自らに対して下された破門を遵守しなかったのみならず、己自身とその官吏らを通じ、他の者たちがそれ〔=グレゴリウスが下した破門〕も他の破門や禁止の判決も遵守せぬよう強制し、それらを徹底的に軽蔑した。そのうえ、彼は先述のローマ教会の所領、すなわち〔アンコーナ〕侯領、〔スポレート〕公領、ベネヴェント——彼はその市壁と塔を破壊した——、そしてトスカーナ地方とロンバルディア地方ならびに他の諸地域において〔教会が〕領有していた他の所領のほぼ全てを躊躇なく占領し、今なお占拠し続けている。そしてあたかも先述の誓約に明白に背いて不遜にもそのようなことを犯すのみでは不十分であるかの如く、彼は自身ないし官吏らを通じ、これらの所領の臣民に誓いを破らせた。彼は、彼らをローマ教会に縛り付けていた誠実宣誓から——法律上は不可能であったため——事実上解放し、彼らにも同様に先述の誓約を破棄させたうえで、彼自身に対して同様の誠実宣誓を実行させたのであった。実に、彼が平和の冒瀆者であることは完全に明白である。なぜなら彼は、かつて彼と教

⁸ 参照、Huillard-Bréholles, *Historia, cit.*, vol. 1, pp. 201-203.

会との間に和平が回復されたとき、良き記憶のサビーナ司教アブヴィルのヨハンネスとサンタ・サビーナの司祭枢機卿にしてマギステルたるトマスの面前で、多数の高位聖職者と君主ならびにバロンの臨席の下、破門の理由が彼の面前で逐一列挙されたうえで、自らが破門の鎖に縛られる原因となったところの事柄に関する教会の全ての命令を無条件で正しく遵守し、従うと誓い、その際には全てのドイツ騎士団員とシチリア王国の臣民、ならびに彼に反抗して教会を支持していた他のあらゆる者たちへの危害と罰を免除したうえで、教会を援助していたという理由で彼らを攻撃することも、また彼らが攻撃されるようにすることも二度とないと、その魂に懸けて、アチェッラ伯トマスを通じて保証したにもかかわらず⁹、その後、偽誓に手を染めることを恥とも思わず、かかる和平と誓約を守らなかったからである。事実、後に彼はこれらの内の多くの貴族や他の者たちを捕縛させ、彼らの全財産を掠奪したうえで、その妻子らを監禁させた。また先のサビーナ司教ヨハンネスと枢機卿トマスは、当の彼に対し、爾後もし約束を破ったならば破門の判決〔を下す〕と告示したにもかかわらず、彼は彼らに対して行っていた約束に背き、不敬にも教会の領地を侵略した。またこれらの者たち〔＝ヨハンネスとトマス〕は、使徒の權威に基づき、彼に対して以下のことを命じていた。すなわち、彼は自身によってであれ他の者を通じてであれ、先述の王国内の教会と修道院の請願選出、選挙、および承認が、将来、公会議の規定に則って自由に行われることを妨害してはならないこと。今後、同王国内においては何人も教会人とその財物から地租や公課を徴収してはならないこと。また同地では、将来、いかなる聖職者も教会人も、市民法に則って封土に関する審問が開かれぬ限り、民事訴訟や刑事訴訟において世俗の裁判官の面前に召喚されてはならないこと。そして、彼はテンプル騎士団、聖ヨハネ騎士団、および他の教会人らに対し、彼らが被った損失と損害に関する賠償を適切に行うべきことである。しかし彼はそれでもなお、これらの命令を遂行することを拒否したのである。事実、先述の王国内の十一ないしそれ以上の大司教座と多数の司教座、さらには大修道院や他の諸教会までもが現在空位であること、そして周知の如く、これらが彼の管理を通じて長きにわたり高位聖職者の統轄を欠き、それら自体の深刻な不利益と魂の破滅の中に置かれてきたことは明らかである。また、同王国内のいくつかの教会では、選挙はもしかすると聖堂参事会によって実施されたのかもしれないが、しかしそれらを通じて他ならぬ彼の家人らが聖職者として選出されたという以上、十中八九、それら〔＝聖堂参事会〕は自由な選出権を有さなかったと結論付けられる。他方で彼は、自らの王国の諸教会の資産と財産を欲に任せて収奪したのみならず、十字架や香炉、聖杯、およびそれら〔＝諸教会〕の他の聖品や絹の衣服を、まさに神への崇拜を軽蔑する者の如く強奪した。それらは部分的に諸教会に返還されたと言われているが、その前に対価として一定額の金銭が要求された。現に聖職者らは公課と地租とにより様々に苛まれ、世俗の裁判の許へ連行されているのみならず、そのように言い立てられている通り、彼らは決闘に服することを強いられ、監禁され、殺害され、聖職秩序の混乱と侮辱の中で横木に磔にされている。他方、先のテンプル騎士団、聖ヨハネ騎士団、および他の教会人に対して為された損失と損害に関する賠償は履行されていない。また、彼が瀆聖の実行犯であろうこと

⁹ 1230 年。参照、Huillard-Bréholles, *Historia, cit.*, vol. 3, pp. 207-220, 222-228.

も確実である。例えば彼が従前に要請していた会議を開催するために、先述のポルトとパレストリーナの司教らや諸教会の多数の高位聖職者、そして律修および在俗の〔下位〕聖職者らが使徒座に召集されたときには、彼の命令により陸路が完全に封鎖されていたために彼らは海路で到来していたのであるが、彼は自らの息子エンツォを多数のガレー船と共に派遣し、かつ遥か以前に粛々と準備されていた他の多くの者たちを用いて、トスカーナの沿岸地域に彼らに対する伏兵を配備した。そうすることで彼は、かねてより凝集していた毒をより有害な形で吐けるようにし、不遜なる瀆聖をもって彼らを捕らえさせたのである。かかる捕囚の間に何人かの高位聖職者や他の者たちが溺死したうえ、殺害された者も多く、ある者たちは敵の追撃から逃れることを余儀なくされ、また残りの者たちは全財産を掠奪されたうえでシチリア王国まで諸所を恥辱的に引き回され、そこで悍ましき監獄に引き渡された。その内の何人かは不浄に苛まれ飢餓に苦しみ、非業の死を遂げていった。加えて、彼に対しては当然にも醜悪なる異端の嫌疑が掛けられた。というのも、彼が先述のサビーナ司教ヨハネスと枢機卿トマスから破門の判決を受け、先の教皇グレゴリウスがアナテマの鎖をもって彼を縛り、かつ様々な折に使徒座に向かっていたローマ教会の枢機卿、高位聖職者、〔下位〕聖職者、および他の者たちまでもが捕縛された後のことであるが、彼は教会の鍵を軽蔑したうえ〔今なお〕軽蔑しており、聖務を自らのために挙行させるというよりもむしろ力の及ぶ限り卑俗なものにさせ、さらには先述の通り、先の教皇グレゴリウスの判決に自らは畏服しないと常に言い続けてきたからである。そのうえ、嫌悪すべきサラセン人と友好関係を結んだ彼は、使者と贈物を数回にわたり彼らの許へ送り、代わりに彼らから表敬と歓迎と共に〔使者と贈物を〕受け取り、彼らの儀式を受容し、それらを彼らと共に自らの日課の中で公然と守っている。さらに彼は彼らの慣習に従い、宦官、特に彼が自ら去勢させたとまことしやかに伝えられているところの者たちを、王家の血を引く自らの妻たちの護衛に任命することを恥とも思わなかった。さらに忌まわしいことには、かつて彼が海外の地方におり、スルタンとのある種の調停というよりもむしろ共謀を成立させた際には¹⁰、彼は主の聖堂で昼夜を問わずムハンマドの名が公言されることを許可した。また最近では、バビロニアのスルタンが自身と随行者らを通じて聖地とその地のキリスト教徒の住民とに対して甚大な損失と莫大な損害を生ぜしめた後、伝えられるところによれば、彼〔＝フリードリヒ二世〕はこの傲慢なるスルタンに対し、シチリア王国中で称賛と共に敬意をもってその使者を受け入れさせ、大いに歓待させたという。そのうえ彼は、他の不信心者らの破滅的で恐るべき従順を信仰に背いて濫用し、不埒にも使徒座を軽視して教会の統一から分離した者たちとの姻戚と交友による結び付きを図ることにより、ローマ教会に特別の貢献を為した輝かしき記憶のバイエルン公ルートヴィヒ〔一世〕を、確かにそう言い立てられている通り、キリスト教信仰を蔑視して刺客を通じて死に至らしめたうえ、自らの娘を、破門の判決により信仰篤き者たちの共同体から協力者、助言者および支持者ら共々厳粛に離反した、神と教会の敵対者たる〔ヨハネス三世〕バタツェスに嫁がせた。実に、彼はカトリック信徒たる君主の行動と慣習とを斥け、救済と名誉とに無頓着であり、信仰の務めに注意を払っていない。それどころか、たとえその諸々の邪悪な所業に

¹⁰ 1229 年における、アイユーブ朝スルタンのアル・カーミルとの間のヤッファ協定締結を指す。

ついで余は口を噤むにしても、彼は圧搾することを学んだにもかかわらず、圧搾される者たちを慈悲深く救うことには目も呉れず、君主に相応しき施しのために自らの手を差し出すこともせず、むしろ教会の破壊に腐心し、修道士や他の教会人らを輒の苦痛をもって衰弱させた。教会も、修道院も、病院やその他の敬虔な場所も、彼が建設した様子は見られていない。したがって、これらは彼に対して異端の嫌疑を掛けるうえでの軽微ではなく強力な証拠ではなかろうか。というのも、軽微な証拠によってさえカトリック信仰の判断力と道からの逸脱が明らかとなった者は、異端の名に繋がれ、自らに下された判決に服さねばならないことを市民法が宣言しているからである。これらに加え、至福なるペトロの特別な遺産にして同君主〔＝フリードリヒ二世〕が使徒座からの封土として保有するシチリア王国を、彼は既に、聖職者と俗人に関して言えばほとんど全く何も所有するものが無いほどにまで枯渴した隷属状態に貶めた。そしてほぼ全ての実直な人々をそこから追放すると、同地に留まった者たちに対しては、あたかも奴隷の如き状態の下で生活すること、そして彼らが第一にその臣民かつ臣下であるところのローマ教会を様々な形で害し、敵意をもって攻撃することを強制した。さらに彼は、同王国の見返りとしてローマ教会に支払う義務を負っているところのスキファトゥス貨千枚の年次貢納金の支払いを九年以上にわたり怠っていることのゆえにも、至当に非難されうる。それゆえ余は、分不相応ながらも地上におけるイエス・キリストの代理人を拝命する者として、また至福なる使徒ペトロの地位にある余に対し「汝が地上で繋ぐものは」(マタイ 16:19) 云々と述べられた以上、彼〔＝フリードリヒ二世〕の既に述べた邪悪なる逸脱行為や他のより多くのそれらに関し、余の兄弟らならびに聖なる公会議と入念に審議を行ったうえで、以下の通り宣言する。すなわち、己自身をかくも帝国と諸王国ならびにあらゆる名誉と栄位に相応しからぬものにし、その不当行為ゆえに神により統治や命令をせぬよう追放された件の君主は、己の罪に縛られた追放者であり、主によりあらゆる名誉と栄位を剝奪された者であると。そして余は彼を非難し、断罪をもって同様に〔あらゆる名誉と栄位を〕剝奪する。誠実宣誓に基づいて彼に束縛されている全ての者たちをかかえる誓約から永久に解放し、使徒の権威により、将来、何人も皇帝や王に対してであるかの如く彼に従ったり、聴き入れたりせぬよう断固として禁じるとともに、今後あたかも皇帝や王に対してであるかの如く彼に助言や援助、あるいは恩顧を提供する者は、誰であれその事実をもって破門の鎖に服すべきことを定める。また、同帝国内において皇帝の選出に携わる者たちは、自由に〔フリードリヒ二世の〕後継者を選択すべきこととする。他方、先述のシチリア王国に関しては、余は余の兄弟らの助言に基づき、余が良しとする通りに取り計らうよう配慮する。

リヨンにて、余の教皇在位第三年の七月十七日。

(佐野大起)

1 答書について¹¹

法に関する多くの条項において、限定がないことは非難されるべきであるので、我々は賢明にも以下のように規定されるべきであると判断した。すなわち、しばしば我々の

¹¹ 教皇書簡の内の「他の何者か」という文言により、3人あるいは4人を超える者たちが、裁判に召喚されるべきではない。

書簡の中にある「他の何者か」という一般的な一節によって、三人あるいは四人を超える者たちが、裁判に引き立てられるべきではない。原告は、最初の召喚においてその者たちの名を述べるべきであり、それは、もしこのことについて彼が自由に変更し得た場合に、万が一にも詐害の余地が残されないようにするためである。（紺谷由紀）

2 同上¹²

訴訟の業務は便宜よくあるべきなので、曖昧さは忌むべきであり、また人と場所に関する明瞭さは、極めて有益である。したがって、本教令によって我々は以下のことが配慮されるべきであると判断した。すなわち頭職をそなえた者たち、または司教座聖堂もしくは他の誉れ高き参事会に属する者たちに対してではない限り、使徒座またはその使節たちから、ある者へ事案が委ねられてはならず、さらに、法に精通した多くの者たちが見出され得る大きくそして名高い都市または場所以外のところにおいても、この種の事案が審理されてはならない。他方、この規定に反して、他の場所に一方または両方の当事者を召喚する裁判官たちに従うべきではなく、従わなかったとしても罰せられない。ただし、召喚が、両当事者の共通の意志から生じた場合はこの限りではない。（紺谷由紀）

3 同上¹³

我々は、衡平に適った〔訴訟の〕短縮によって、精勤によってできる限り訴訟費用を縮減することを望むので、幸いなる記憶の教皇インノケンティウス三世によってこのことについて発布された規定を拡大し、以下のことを決定した。すなわち、もしある者が他の者に対して本人に関わる複数の論点を提出することを望むならば、別々の裁判官らのところではなく、同じ者〔＝裁判官〕らのところで全てのこの種の論点について訴状を得るよう努めるべきである。また、違反した者は、訴状の全ての便宜を失い、それら〔＝訴状〕によって生じる訴訟は有効であってはならない。さらに、もし〔ある者が〕それら〔＝訴状〕によって彼〔＝他の者〕を疲弊させるならば、適法な金額の支払いを命じられるべきである。被告もまた、その裁判が継続する間に自身にとっては原告こそが有罪であると述べる場合に、もし彼〔＝原告〕に対する訴状を獲得することを望むならば、反訴や訴訟の利益によって、自身の権利について同じ裁判官らの前で争わなければならない。ただし、彼ら〔＝裁判官ら〕を疑わしき者として拒否できる場合を除く。もし違反したならば、同様の罰金によって罰せられるべきである。（柴田隆功）

¹² 訴訟事案は、使徒座やその使節から特定の者以外に委ねられてはならず、また大都市以外の場所において審理されてはならない。

¹³ 訴訟費用の縮減のために、訴訟や反訴において、訴状の提出は同一の裁判官に対してなされなければならない。違反者は罰金を科される。

4 選挙について¹⁴

我々は以下のように規定する。何者かが形式か人格について何らかを非難することで、行われた選挙、請願選出および叙任に反対し、このことのために我々に上訴されることが生じる場合、異議を唱える者も弁護する者も、およそ関係のある者と訴訟が関わるところのあらゆる者たちは、自身で、または訴訟のために立てられた代理人を通じて、異議申立ての日から一ヶ月以内に使徒座へ出発すべきである。しかしながら一方の側が他方の側の到着後に待たれたまま、二十日後にも来ない場合、選挙の問題に関して何者かの不在に関わらず、法上そうであるように進められるであろう。さらにこれらが上位の聖職、下位の聖職、参事会員職に関して遵守されるように我々は望み、命じる。そのうえ我々は以下のように付け加える。〔自身が〕形式に関して異議を唱えているものを完全に証明しなかった者は、このことのために他方の側が費やしたことを報告した費用の支払いを命じられるように。また〔自身が〕人格について非難しているものの証明に失敗した者は、自身が三年間教会聖職禄を停止されることを知るべきである。そしてその期間のうちに自らの無分別により干渉した場合、そのとき法そのものによって永遠にそれら〔=聖職禄〕を剥奪され、このことに関して憐れみからの希望も確信も持たないであろう。信じるに足る十分な理由が彼自身に誣告という過誤を許すことが、至極明白な証拠によって生じない限り。

(森本光)

5 同上¹⁵

法定行為は法の規定により期限と条件に左右されず、そして法定行為の中で司教たちの選挙は最も祝祭的であるとみなされており、それ〔=選挙〕を通じて選挙する者たちと選出された者の間に霊的な婚姻の絆が結ばれるので、選挙、請願選出および選挙権が生じるところの選挙人審査に関して、条件付きの、二通りに解釈できる、そして不明確な投票を断固として我々は排除し、以下のように規定する。この種の投票は投じられていないものとしてみなされ、選挙は無条件の合意に従って行われるべきである。これは、条件付きで合意する者たちの声はそのとき他の者たちへと帰すためである。(森本光)

6 受任裁判官の職務と職権について¹⁶

我々は以下のように規定する。通常我々が認めているところの保護者たちは、我々が彼らに委託しているところの守られるべき者たちを、疑う余地のない不正と暴力から守

¹⁴ 教会職の選任に関する異議が教皇庁に上訴された場合、両当事者および関係者は教皇庁に出頭する。条文中にある「請願選出」(postulatio)とは教会職の選任方法の一種。選挙人団体は選出に関して教会法上の障害のある人物を選出できるよう、投票をもって障害の免除を所轄の権威者に願うことができる。参照、濱田了「ポストウラティオ postulatio」『新カトリック大辞典 IV』(研究社、2009年)、669頁；日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳『カトリック新教会法典』(有斐閣、1992年)84-87頁。

¹⁵ 投票は無条件かつ明確になされる。条文冒頭に「法定行為は法の規定により期限と条件に左右されず」とあるが、ローマ法においては、特定の市民法上の行為(法定行為)には条件と期限を付すことができなかった。参照、船田亨二『ローマ法 第二巻』(岩波書店、1969年改版)、262-263頁。

¹⁶ 保護者(conservatores)は明白な不正と暴力を防ぎ、その職権は調査を要することには及ばない。

ることができるべきであり、裁判上の調査を必要とする他のことへ自身の職権を拡大することはできない。
 （森本光）

7 使節の職について¹⁷

我々の職務は、従属する者たちの救済に留意することである。というのも、彼らの負担を和らげる間、躓きを取り除く間、我々は彼らの平穩の中で安らぎ、平和の中で癒されるからである。それゆえ、本教令によって我々は以下のように規定する。ローマ教会の使節たちが、我々から送られた者であれ自身の諸教会を口実に使節という頭職を要求する者であれ、どれほど完全な使節職を持っているとしても、何者かに対して特別に認められるべきだと我々が判断しない限り、その使節職の務めを根拠にして聖職禄を授与するいかなる権限も持つべきではない。しかしながら、使節職を遂行する我々の兄弟ら〔＝枢機卿〕については、このことが遵守されることを我々は望まない。というのも、彼らが名誉の特権を享受するのと同じように、より強力な権威をもって遂行することを我々は望むからである。
 （纒田宗紀）

8 裁判について¹⁸

以下のことについて、法の曖昧さがあるとは思われない。すなわち、使徒座からそのための特別な委任状を受け取っていない受任裁判官は、刑事事件でない限り、あるいは真実を述べるためもしくは非悪意宣誓を行うために両当事者が本人自ら彼の面前に現れることを法の必要性が要求しない限りは、当事者のうち一方に、裁判において自身の面前に本人自ら現れるよう命令することができない。
 （纒田宗紀）

9 争点決定について¹⁹

争点決定以前の絶対的抗弁や本案の審理〔手続〕を構成する何らかの防禦といった反対は、判決を下された事案や、和解された事案、あるいは結審を迎えた事案について訴訟当事者が抗弁を提出しない限り、争点決定がなされることを妨げても遅滞させてもならない。たとえ、もし懇願者〔の懇願内容〕と相反することが〔答書を〕引き渡す者に

¹⁷ 枢機卿以外の教皇使節は聖職禄を授与することができない。

¹⁸ 教皇から許可を得ていない受任裁判官は、刑事事件を扱う場合、両当事者が真実を述べるあるいは非悪意宣誓を行う場合を除いて、訴訟当事者に出廷を命じることができない。非悪意宣誓とは、誠実に法に従って問題を解決し、悪意の手段を用いないという宣言。

¹⁹ 争点決定以前の訴訟における反対は、既判物の抗弁を除いて、争点決定を妨げてはならない。争点決定とは、古典期ローマ法において法廷手続(in iure)を終結させる儀式性のある行為である。中世教会法においては、原告が手続法的な訴状を提出し、被告が出廷すると、争点が合意により決定される。この手続は不可欠とされたが、実質的な意味より形式的な意味が強かった。参照、勝田有恒・森征一・山内進編著『概説 西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2004年）、22、160頁；クヌート・ヴォルフガング・ネル（村上淳一訳）『ヨーロッパ法史入門 権利保護の歴史』（東京大学出版会、1999年）、167-169頁。条文中にある「絶対的抗弁」は、「棄却的抗弁」「永久的抗弁」とも訳しうる。ローマ法における、延期的抗弁(exceptiones dilatoriae)に対して、永久的に有効で訴訟の延期によって回避されない抗弁。認められれば申立て自体が無効となる。参照、A. Berger, *Encyclopedic Dictionary of Roman Law*, Philadelphia 1953, s.v. "Exceptiones Peremptoriae"; Gaius, Inst. 4.120-122.

対して説明された場合に、反対する者が答書は獲得されなかったと述べるとしても。

(柴田隆功)

10 略奪物の返還について²⁰

頻繁で間断ない不満の声が我々の周りで上がっているが、それはすなわち略奪の抗弁が、時に悪意をもって裁判にもたらされ、教会の訴訟を妨げ、混乱させるというものである。というのも、抗弁に係っている間、上訴が差し挟まれるということが生じるからである。すると、事案の本案は中断され、しばしば完全に打ち切られてしまう。それゆえに他の者たちに平穏を提供するために、我々は自発的に労働を求め、訴訟に期限が定められて濫訴の材料が取り除かれることを望み、以下のように規定する。すなわち、民事訴訟において、原告以外の者からなされた略奪の異議によって、裁判官は本案の審理において手続を進めることを延期してはならない。しかし、もし被告が、民事訴訟においては原告により、他方刑事訴訟ではいかなる者たちであれある者により略奪されたと主張するならば、〔その主張が〕提示された日の後十五日の期間内に、自身が主張したことを証明しなければならない。さもなくば、このことのために原告がその間になした出費について司法上の評価がなされた上で、〔支払いを〕命じられ、もし裁判官にとって衡平であるとみなされたならば、他の方法で罰せられるべきである。他方、この件において略奪された者が、刑事手続において告訴がなされるとき、彼の全ての財産あるいはその大部分が暴力によって奪われたということを証明する者として理解されることを我々は欲する。そして、我々は裸で戦うべきでもないし、武器を持っていない状態で敵対者たちと対立してもならないので、教会法がこのことに適うかたちで語っているということが、正しい理解をもって信用されるべきである。というのも、略奪された者は、裸にされた者がこれ以上裸にされないという特権を持つからである。他方、学者たちの間では、〔刑事訴訟において〕もし第三者によって略奪された者が、略奪に関して彼の告訴人に対する異議を申し立てる場合に、〔彼が〕返還を求める期間が裁判官から彼に与えられるのかどうかということに関して議論されるのが常である。万一彼があらゆる告訴人から逃れることを望まないよう、我々は以上のことが十分衡平に適っていると判断する。さらにもし、与えられた期間に彼が返還を求めずに、そして可能であったのに彼が〔本案の〕事件を終わりに導かなかったならば、略奪の抗弁にも関わらず、その後彼は告訴される。これらのことに加えて我々は、私的な財産の略奪が決して教会の財産について訴えを提起する者に適用されるべきではなく、またその反対もあってはならないと定める。

(紺谷由紀)

11 故意と法廷不出頭について²¹

相手方〔＝被告〕が召喚されるべく設定した期日に来るよう努めなかった原告は、こ

²⁰ 訴訟において、返還が求められている対象物が既に第三者または原告により略奪されたために手元にない、と被告が抗弁した場合の諸手続について。

²¹ 裁判の期日に来なかった原告は、その間に被告が費やした費用を支払わなければならない、自身が期日に来ることを十分保証しない限りさらなる召喚はできない。

のことゆえに〔被告によって〕費やされた費用を、やって来る被告に支払うよう適法に命じられるべきであり、〔原告が〕期日に来ることを十分に保証しない限り、さらなる召喚を、決して許されるべきではない。（櫻井理沙）

12 占有を認められる者について²²

上位の聖職、下位の聖職および教会聖職禄を得るために他の占有者を訴える者は、相手側の法廷不出頭により、財産保護を理由にそれらの占有を認められるべきではないと我々は規定する。それは、このことによるそれら〔＝聖職〕への正規の手続を経ない到達は許されえず、この場合には、法廷に出頭しない者の不在を神の臨在が補い、さらに争点決定がなされなくとも、入念に事案が審理され、それを当然の結末をもって解決することができるためである。（森本光）

13 自白について²³

もし衡平が促すがゆえに〔裁判官らが〕適切であるとみなすならば、相手方の自白による場合以外では証明されえない否認の主張を、裁判官らは認容することができる（柴田隆功）

14 抗弁について²⁴

敬虔なる熟慮によって母なる教会は以下のように規定する。大破門の抗弁は、裁判手続のいかなる時点で提出されたとしても、訴訟を延期し、原告側〔の訴え〕を却下すべきである。それによっていっそう教会罰が恐れられ、そして〔被破門者による〕聖体拝領の危険が避けられ、法廷不出頭の悪徳が防がれ、被破門者が共同体の営みから排除されている間に、恥辱にまみれ、謙遜への恩恵と和解の効果へより容易に心を傾けるであろう。しかし、人間たちの害意が湧き上がり、治療のために考案されたものが、害悪に変じている。実際教会に関する訴訟において、あまりにも頻繁にこの抗弁が害意を通じて提出されている間、業務が延期され、訴訟当事者が労苦と費用によって疲弊するということが起きている。それゆえ、この病がほとんど普遍的に蔓延しているの、我々は普遍的な治療法を適用することが相応しいと判断した。したがって、もし誰かが破門を理由に異議を唱えようとする〔＝破門の抗弁を提出しようとする〕場合、彼は破門の種類と破門を宣告した者の名前を明示すべきであり、自身がその事〔＝抗弁〕を公示し、〔抗弁を〕提出した日は決して算入することなく、八日以内にそれ〔＝抗弁〕を最も明白な証拠によって証明できなければならないことを知ることになる。しかし、もし彼が証明できなければ、裁判官は訴訟の進行を怠ってはならず、被告に、その期間に原告がこのこと〔＝抗弁による裁判の延期〕ゆえに費やしたと主張するところの費用の支払いを、あらかじめ金額が算出されてから、命ずるべきである。しかし、もしその後裁判

²² 聖職保有者を訴える者には、被告の法廷不出頭を理由として当該聖職を占有するということは認められない。

²³ 衡平の原理に適うならば、自白のみによる否認の主張を裁判官は認容できる。

²⁴ 破門の抗弁の濫用による裁判の延期がもたらす弊害への対策。

手続が継続し、証明が進展する間に、同じ破門あるいは別の破門について再び抗弁が提出され、証明されたならば、原告は、赦免の恩恵を受けることができるまで、後続の手続から排除されるが、[再抗弁に] 先行することの効力はそれにもかかわらず継続すべきである。ただし、新たな破門が発生した場合、あるいは明白な証拠が以前の破門に関して判明した場合を除いて、二度を超えてこの抗弁が提出されないことが条件である。しかし、もし判決後に、このような抗弁が提出された場合、執行は妨げられるが、先行する判決はしかるべき効力を保持する。ただし、[その場合でも] もし原告が公に破門されていて、裁判官がこのことをいかなる時点であろうと知ったのであれば、たとえこのことについて被告が抗弁を提出しなくとも、裁判官は原告をその職務から解くことを先延ばしにしてはならない。

(内川勇太)

15 判決と既判事項について²⁵

預言者が「たとえ彼 [=正しき者] がその者 [=罪人] に裁かれることになるとしても、[主は] 彼 [=正しき者] を断罪などしないだろう」(詩編 37:33、[ウルガータ聖書は同 36:33]) と証言する通り、とこしえの君主の法廷は、裁判官が不当に有罪に処すような被告をもたないので、諸々の訴訟手続において憎悪が何事も要求することのないように、好意が何事も侵犯することのないように、恐怖が消え失せるように、謝礼もしくは謝礼の期待が正義を覆すことのないように、教会裁判官たちは注意すべきであり、思慮深く意を用いるべきである。さらに、彼らは手に秤を持つべきであり (参照、黙示録 6:5)、平衡な天秤で皿を吊るすべきである。[それは] 主の命令に従って裁くために民の不平を天幕に入って主に伝えていた者 [=モーセ] の範例に倣って、彼らが諸々の訴訟においてなされるべき万事において、とりわけ判決を作成し言い渡すことにおいて、眼前に神のみを置くためである (参照、出エジプト 33:7-10; 民数 17:10)。しかしそれでも、通常裁判官であれ受任裁判官であれ、もし名声が豊富で自身の名誉の追求者である [はずの] 教会裁判官の何者かが、良心と正義に反して一方当事者の損害となるように、何事かを最良もしくは卑劣さを通じて裁判において行うならば、[そうした裁判官は] 自身が職務の執行を一年間停止されるということを知ることになり、そればかりか、[彼が] 損害を与えた当事者に対する訴訟により生じた [損害の] 評価額の支払いを命じられるべきである。また [そうした裁判官は]、もし停止が続く間に聖務に不埒にも自ら携わるならば、不正な裁判を行った裁判官たちに諸々の罰を与えたり課したりする他の諸法令は侵害されることなく、教会法上の制裁に従って、使徒座を通じてしかそこから解放されえない不適格の罨に自身をかける (参照、箴言 29:6) ことになると知るだろう。何となれば、それほど多くのやり方で敢えて違反を犯す者は、複数の罰によって懲戒されるのが相応しいからである。

(高橋優)

²⁵ 教会裁判官は、通常裁判官であれ受任裁判官であれ、憎悪、好意、恐怖、謝礼やその見込みから不正な裁判を行ってはならない。不正な裁判を行った教会裁判官は、職務の執行停止や損害賠償の責を負う。

16 上訴について²⁶

訴訟〔の数〕を減らし、従属する者たちを諸々の苦勞から解放することは、我々にとって心からの願である。したがって、我々は以下のように定める。もし何者かが裁判の中であれ外であれ、中間判決もしくは損害のために我々に対して上訴をなすべきと考えたならば、〔その者は〕上訴の理由を書面で急ぎ通知し、我々が彼に対して呈示されるよう命じている調書を請求すべきである。それら〔の調書〕において、裁判官は上訴の理由および、いかなる理由で上訴が認容されるべきでなかったのか、または果たして上級の者に対する畏敬の念に基づいてそれが上訴に委ねられたのかどうかを説明すべきである。その後で、場所の間の距離、当事者や事の性質に応じて、出廷のための期間が上訴人に認められ、もし被上訴人が望んだり、君侯たちが請求したりするならば、彼らは自身で、または立てられた代理人たちを通じて、〔訴訟を〕実行するための委任状、訴訟に関係する証拠や文書を携えて、使徒座のもとにやってくるべきであり、それゆえ以下のことを心得ておくべきである。もし理に適っていると我々に思われるならば、上訴の〔対象となる当該〕事件が終了したり、または〔事件が〕両当事者の意思に委ねられたりした場合には、可能な限り、そして法上そうすべきである限り、本訴において手続が取られるべきである。〔但し〕終局判決によって差し挟まれた上訴について古の人々が規定したことは変更されるべきではない。しかし、もし上訴人が前述のことを遵守しないならば、上訴を行う〔適格を有する〕者とみなされることはなく、以前の裁判官の審理へと戻ることになり、法定の費用の支払いを命じられるべきである。他方で、もし被上訴人がこの規定を軽んじるならば、彼に対してあたかも法廷不出頭者であるかのように、法によって許容される限りにおいて、費用ならびに訴訟に関して手続が取られるべきである。法、裁判官、そして当事者を嘲弄する者に対して諸法が立ちはだかるのは、まさに正当なことである。

(高橋優)

17 同上²⁷

裁判官に対する疑義の適法な理由が認められ、そのことに関して調査を行うべき仲裁人が両当事者によって法の形式に従って選出された場合に、しばしば、彼ら〔＝仲裁人〕が合意に至ることを拒み、彼らに義務付けられているように、彼らのうちの両方あるいは一方が共にその問題〔＝裁判官に対する疑義〕の決定に進むこととなる第三者を召喚せず、裁判官が彼ら〔＝仲裁人〕に対して、彼らが憎悪あるいは好意ゆえに長きに渡って軽んずるところの破門の判決を下すということが起きる。そのため訴訟自体は必要以上に引き延ばされ、本案の審理に進まないのである。それゆえ、かような病に必要な治療法を提供することを欲して、我々は以下のことを規定する。裁判官を通じて仲裁人に

²⁶ 上訴に際して上訴人と被上訴人が取るべき手続、および上訴が認められる要件についての規定。なお、中世教会法における上訴手続については、藤崎衛監修「第四ラテラノ公会議 (1215 年) 決議文翻訳」第 35 条、『クリオ』29 号、110 頁も併せて参照されたい。条文中にある「調書」の原語は *apostoli*。訴訟係属を離れた原審裁判官から上訴審裁判官に対して宛てられた書状のこと。参照、J. F. Niermeyer et al. (ed.), *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, Leiden 2002, s.v. “apostolus (2).”

²⁷ 裁判官に対する疑義の調査を行うべき仲裁人の懈怠への対策。参照、前掲藤崎衛監修「第四ラテラノ公会議 (1215 年) 決議文翻訳」第 48 条、115 頁。

適切な期間が設定され、その期間内に合意に達するか、あるいは一致して第三者を召喚し、彼と共に彼らのうちの両方あるいは一方がその者〔＝裁判官〕に対する疑義の調査を終わらせるよう努めるべきである。さもなければ裁判官はその時から本案を継続することを怠ってはならない。(内川勇太)

18 殺人について²⁸

人類の贖いのために天の頂から世界の底まで下り、ついにはこの世での死を経た、神の子イエス・キリストは、彼の栄光ある血の代償によって贖われた群れを、復活の後、父のもとへ昇るときに、牧者なしで見捨てることのないように、その世話を至福なる使徒ペトロに委ね、彼の信仰の揺るぎなさによって他の者たちをキリスト教の中に確立させ、彼らの心を彼らの救済の業へと、献身の炎によって燃え上がらせるようにした。それゆえ、主に定められて分不相応にもその同じ使徒の後継者とされ、そしてその同じ贖い主の地位を地上において不相応にも保持している我々は、害悪を除き、善行を積むことによって、その群れの見張りに関して心を砕く不寝番によって起され、絶えざる思考の輝きによって魂の救済に心を向けなければならない。そうして、我々から懈怠の眠りが取り除かれ、我々の心の目が労を惜しまぬ勤勉さで不寝番をすることで、主の恩寵が我々と協働し、彼らの魂を神のために獲得することができるのである。それゆえ、おぞましい残酷さと唾棄すべき暴虐さによって、他人の死を渴望するあまり、彼らが暗殺者によって殺されるように仕向ける者は、神の恩寵が溢れ出してそれ〔＝魂と肉体の死〕を妨げない限り、肉体のみならず魂の死をももたらすので、〔被害者が〕霊的な武器によって未然に守られ、あらゆる権限が正義と正しき裁判を行うために主から与えられるように、我々はかような魂の危険に対抗し、罰への恐れがこの種の傲岸不遜の限度として定められるために、これほどの罪を犯そうとする者を教会罰の剣によって打つことを望み、特に少なからぬ有力者が、そのようにして殺されることを恐れて、その同じ暗殺者の主人から安全を獲得し、そのようにしてキリスト教の尊厳を汚すことなしには、彼〔＝暗殺者の主人〕からいわば自分の生命を贖うことはない状況に追い込まれているので、我々は聖なる公会議の承認によって以下のように規定する。すなわちキリスト教徒のうちの何者かを前述の暗殺者を通じて殺されるように仕向け、それどころか命じ——たとえ万一そのことから死が帰結しなかったとしても——、あるいは彼ら〔＝暗殺者〕を受け入れ、保護し、秘匿したいかなる君主、高位聖職者、あるいはいかなる他の聖俗の人物も、事実上破門の判決と高位、顕職、品級、官職、聖職禄の剥奪の判決を受け、それら〔＝高位など〕は自由に別の者に、それらの授与権を持つ者によって与えられるべきである。そしてその者〔＝破門され、高位などを剥奪された者〕は全ての彼の世俗の財産と共に、まさにキリスト教の敵として、全てのキリスト教徒によって永遠に拒絶されるべきであり、確かな証拠によってかように憎むべき罪〔＝暗殺者を用いた殺人を計画し、暗殺者を匿うという罪〕を犯したことが明らかにされた後には、その者に対する別の破門、剥奪、拒絶の判決は全く必要とはされない。(内川勇太)

²⁸ 暗殺者を用いて他人を殺害しようとする者、暗殺者を匿う者に対する罰。

19 破門の判決について²⁹

破門は、宣告された者がそれを軽視しない限り、治療のためのものであって死に至らしめるものではなく、また矯正することによって根こぎにすることではないので、教会裁判官は、それを宣告する際には、更正を行う者や治療を行う者の本分を自らが追求しているということを示すよう、慎重に配慮すべきである。それゆえに、破門を宣告する者は誰でも、書面において公表し、また破門が宣告される理由を明確に記すべきである。さらに、もし要請されたのならば、判決日の後一ヶ月以内に、破門された者に対しこの種の文書の写しを引き渡さなければならない。この要請について、公的な証書が作成されること、あるいは真正な印章によって認証された証拠となる文書が作成されることを我々は望む。さて、もし裁判官のうちのある者がこの種の法令の軽率な違反者になるとしたら、一ヶ月間、教会に入ることや聖務を停止されることを知るべきである。一方で、〔赦免について〕尋ねられた上級の者は、判決自体を難なく解き、破門の宣告者を損失や全ての損害のために断罪するか、あるいは相応しい処罰によって他の方法で罰すべきである。これは、しかるべき熟慮なしに破門の判決の稲妻で打つこと〔罰すること〕がいかに深刻なことかについて、罰が教えることで、裁判官たちが学ぶためのものである。また我々は、聖務停止や聖務禁止の判決においても、この同じことが遵守されることを望む。なお、教会の高位聖職者と全ての裁判官は、前述の停止の罰に陥らないように用心すべきである。しかし、もし彼らが以前のように聖務を続ける場合は、教会法上の制裁に従って、不適格性を免れるべきではない。これ〔不適格とされたこと〕については、至上の教皇によってしか赦免されえないのである。 (増永菜生)

20 同上³⁰

以下のことについて、少なからぬ者たちによって疑義が唱えられる傾向にある。すなわち、何者かが、念のため上級の者を通じて赦免されることを要求する場合、自身に対して宣告された破門の判決が無効であると主張する限り、赦免の恩恵が異論の妨害なく彼に付与されなければならないのか、また、自らが適法な上訴の後に破門に拘束されたと裁判において証明するつもりであることを、あるいは判決の中に容認しがたい誤りが明らかに記述されたことを、この種の赦免の前に表明する者は、彼自身の証明項目を除いて他のことについては妨げられるのか。それゆえ、一つめの疑義について、我々は以下のことが遵守されるべきであると規定する。たとえ破門した者あるいは〔赦免に〕反対する者がこのことに異議を申し立てたとしても、請願者に対して赦免が拒否されるべきではない。ただし、〔破門した者あるいは反対する者が〕彼が明らかな罪のために破門されたと主張する場合はその限りでない。その場合には、それを主張する者に八日間の〔猶予〕期間が認められるであろう。そして、〔彼が〕申し立てたことを証明したならば、先に十分な罰金が支払われるか、あるいはその罪が疑わしいと述べられた場合には出頭することについて適切な保証が示されない限り、判決は解除されない。一方、二つめの疑問については、我々は以下のように規定する。証明することを許された者は、証明項

²⁹ 破門を宣告する者が守るべき条件や手続について。

³⁰ 破門を宣告された者が赦免を要求する際の手続について。

目が未解決である間は、原告として裁判の中で引き受けることになる他のことについてさしあたり妨げられるべきである。しかし他方で、裁判の外では、職務、請願選出、そして選挙やその他の法定行為については許されるべきである。(櫻田宗紀)

21 同上³¹

裁判官たちが母なる教会の懐から無実の者たちを、他の何者かの罪過ゆえに分別なく教会罰を通じて引き剥がそうと試みるとき、彼らは不埒にも教会罰を濫用している。[しかし] 違法に指定された者 [= 無実の者] はそれ [= 教会罰] によって罰せられず、鍵の誤用ゆえに [教会罰は] 宣告した者 [= 裁判官] に転じられると言われる。それゆえ我々は、そのような者たちの無節操を阻むことを望んで、本教令によって以下の法令を定める。裁判官の中のいかなる者も、彼によって破門された人々との間で会話や関係者が小破門を科されるような他のことにおいて関係を持つ者を、教会法に基づく警告に先んじて大破門に処してはならない。ただし犯罪に関して罰を宣告された者と関係を持つようとする者に対して適法に公布された法令が侵害されない場合に限る。しかしもし、償いを先に述べることで慈悲深さにより赦免の恩恵を得てより容易に [破門を] 取り消されようとして、会話や関係者が小破門に陥るような他のことによって大破門に定められた者のそれ [= 関係者] が秘蹟を侵害するならば、裁判官は教会法に基づく警告の後に、この種の関係者たちに同様の教会罰を宣告することが可能である。しかしさもなくば、関係者に宣告された破門は拘束力を持たず、宣告した者は適法な罰を恐れることになるだろう。(櫻井理沙)

22 同上³²

司教とその上級の者たちにとって、司教の職務の執行に関してしばしば起こることであるが、なんらかの場合において事実上禁止あるいは停止の判決を被る恐れがあるので、我々は慎重な審議から以下のことが規定されるべきであると判断した。すなわち、司教と他のより上位の高位聖職者は、いかなる法令や判決あるいは命令を理由にしようとも前述の判決を法上被ることは決してない。ただしそれらの中に司教と上位者について明確に言及がなされた場合を除く。また我々はかの規定に、以下のことを付け加える。すなわち、これまでに我々によって公布された「*Solet a nonnullis*」の法令において定められたこと、つまり何者かが適法な上訴の後に自身が破門の判決によって縛られたことを証明するために自身を裁判に委ねる場合、証明 [しようとする] 項目の係属中には、裁判外で行われること、すなわち選挙、請願選出、職務とその他の法廷行為において妨げられてはならないことは、司教と大司教の [下した] 判決へは決して拡張されないが、かつてこの種の行為において遵守されていたように思われるものは、将来も保持すべきである。(櫻井理沙)

³¹ 会話やその他の小破門に処されるような行為によって被破門者と関係を持つ者に対する処罰について。

³² 前述した 20 条の法令(*Solet a nonnullis*)は、過去に前例があるものを除いて、司教と他のより上位の高位聖職者が下した判決には適応されない。

II-1 利息について³³

司牧の関心は、我々が〔負債に〕陥った教会に助力し、彼らが今後陥ることの無いよう健全な法令により備えるように我々を促し駆り立てる。利息の深淵が多くの教会をほとんど破滅させた。少なからぬ高位聖職者が負債、特に彼らの前任者によって契約された負債の返済について非常に懈怠し怠慢であり、あまりにも、より大きな負債を生じさせ、教会財産を質に入れる傾向があり、獲得された財産の保全にさえ怠惰であり、彼らは財産を保全し、失われたものを取り戻し、破壊されたものを再建し、廢墟を修繕することよりも、自身の名声のために新たな小事を為すことを好むように見受けられる。それゆえ我々は、彼らが今後十分には有益ではない管理のことで自身を弁護し、前任者や他者に自身の罪過を帰することができないように、本公会議の承認をもって以下のことを定める。司教、修道院長、首席司祭および適法で通常管理を行う他の者たちは、管理を引き継いでから一ヶ月以内に事前に直接の上級の者へ、彼が自身で、あるいは適切で信頼できる教会人を介して居合わせるように通知し、特別にこのために招集された参事会員集団や修士集団の臨席する中で、引き継がれた管理に関わる財産目録が作成されるようにしなければならない。そこには教会の動産および不動産、書物、証文、証書、特権状、装具や祭服、そして都市あるいは農村の所領の設備に属する全てのもの、さらに負債と債権が、極めて入念に記録されなければならない。それはどのような状態で教会や管理を引き継ぎ、その後管轄し、死去や譲渡によって手放したのかについて、上級の者と、必要があれば、教会の奉仕者に任命された者たちの間に、明らかに周知されるようにするためである。他方、ローマ教皇を除いて上級の者を持たない大司教は、上述のように自身であるいは他者を介して〔居合わせるように〕属司教のうちの何者かを、また大修道院長と〔大司教〕以下で免属の他の高位聖職者は、免属の教会に関していかなる権利も自分のものとすべきではない一人の近隣の司教を、その〔＝目録の作成に居合わせる〕ために招集するよう努めなければならない。そして上述の目録は後継の高位聖職者と彼の同僚の印章、さらにこのために呼ばれた上級の者の属司教または近隣の属司教の印章によって保証されるべきであり、教会の文書庫においてしかるべき警戒とともに保管されるべきである。またさらに、同じ目録の写しを、同じ被任命者とこのために呼ばれた高位聖職者は同様の印章を付し自身の手で保管すべきである。同じく、獲得されたものは確実に保全され、また同じものについて適切な管理がなされなければならない。また確認された負債は、もし可能ならば、教会の動産から早急に支払われるべきである。しかしながらもし動産が早急な返済を為すのに十分でないならば、自身の収入から高位聖職者と同僚によって合理的に計算された必要なだけの費用が差し引かれた後で、全ての収入が高利あるいは重荷となる負債の返済に充てられるべきである。他方、もし負債が重荷でも高利でもない場合には、同じ収入の三分の一ないしそれ以上が、我々が目録の作成のために呼ばれると述べた者たちの助言をもって、この種の返済のために割り当てられるべきである。さらに、我々は本公会議の權威によって固く以下のことを禁止する。上述の者たちは自身の身柄ないし自身に託された教会を他者のために質に入

³³ 教会財政健全化のために、目録作成による教会財産の管理、既存負債の償却、新たに負債を生じさせる際の原則および管理状況の周知を徹底しなければならない。

れてはならないし、自身のためあるいは教会そのものために面倒事を招きうる負債を生じさせてもならない。しかしもし明らかな必要に迫られ、あるいは教会の合理的な利益に説得されるならば、高位聖職者は上級の者たちの、大司教と免属の大修道院長は上述の者たちと彼らの同僚たちの助言および同意を得て、もし可能ならば、高利ではない負債を生じさせてもよい。ただし、決して市場や公の市において為してはならない。また、たとえ教会の利益へと転じられたとしても、契約の文書には債務者と債権者の名前およびなぜ負債が生じたかの理由が記されるように、そしてそのために教会人の身柄や教会が決して質に入れられることの無いように我々は望む。我々が安全な場所で確実に保全されるように命じる教会の諸特権も他の財産も決して質に入れられてはならない。ただし、もし万一上述の形式に則って生じた必要かつ有益な負債のためであればこの限りではない。またこの健全な法令が不可侵に遵守され、我々が同法令から生じるよう期待する成果が現れるために、我々は以下のことが整えられ論争の余地なく規定されるべきであると判断した。全ての大修道院長および修道院長さらに司教座聖堂ないし他の教会の首席司祭や参事会長は、一年に少なくとも一度、彼らの同僚たちの間でその管理の厳格な報告を作成しなければならない。また巡察する上級の者の面前で、この種の作成され認証された報告が確実に読み上げられなければならない。他方、大司教および司教らは自身の食卓に属する財産〔＝家政に関わる財産〕の管理状況を、同様に一年ごとに彼らの参事会に、また同じく司教らは首都大司教に、首都大司教は使徒座の使節あるいは同使徒座から彼ら〔＝首都大司教〕の教会への巡察を委託された者たちに、周知するよう相応の忠実さをもって努めるべきである。また記録された会計は、次年の会計において過去の時点と現在の時点の入念な比較がなされるように、常に教会の宝物庫で記憶のために保存されるべきである。そこから上級の者は管理者の勤勉あるいは懈怠を把握すべきである。さらに、ただ神だけを眼前に置き、人間の愛情、憎悪、あるいは恐怖は顧みず、神によっても彼の上級の者ないし使徒座によってもこのゆえに〔＝過剰な譴責により〕罰を受けるのに値しない程度の譴責により懈怠を矯正すべきである。さらに我々は将来の高位聖職者のみならず既に昇進した者たちによっても本法令が遵守されるよう命じる。

（築田航）

II-2 コンスタンティノーブル帝国への援助について³⁴

我々の心は困難な問題にとらわれ、また様々な心配事によって引き裂かれているが、注意の目をもって警戒する他の事柄の中でも、コンスタンティノーブル帝国〔＝ラテン帝国〕の解放に対して特段にその熟慮の突端を向け、燃え上がる熱望をもってそれを求め、それについて絶え間なく思案を巡らせている。そして使徒座はそのために、きわめて入念な努力の傾注と多大な支援による救済策に熱心に取り組み、また長らくカトリック信徒たちは、常に過重な労苦と負担となる支出によって、また不安に滲む汗と嘆かわしい流血によって奮闘してきたにも拘らず、そのような援助の右手は、罪が妨げるがゆえに、その帝国を敵の軛から完全に引き離すことはできなかった。それゆえ、我々は故

³⁴ コンスタンティノーブルの帝国、即ち 1204 年にいわゆる第四回十字軍によって建てられたラテン帝国への援助について。そのための財源確保の方法等を定める。

なく苦痛によって掻き乱されているわけではないのである。しかし、教会の身体は、貴重な器官の問題、すなわち上述の帝国の欠如によって、恥ずべき異形の姿となり、嘆かわしい無力さという犠牲を耐えているので、また、もし信徒たちの支持を失い、敵たちにはほしいままに抑圧され続けるのであれば、それは我々と教会自らの怠惰に相応に帰され得るので、我々は固い意志に基づいて、効果的で迅速な援助によってこの帝国へ救援に向かうよう提案する。こうして教会が熱心にその救援のために立ち上がり、護りの手を差し伸べることで、かの帝国は敵方の支配から抜け出すことができ、主の助けによって同じ身体の一部性へと連れ戻されることができ、そして敵たちの破壊的な鉄槌の後に母なる教会の右手を慰めを感じ、過った教えゆえの盲目の後にカトリック信仰を手に入れることで視力を取り戻すであろう。さらに、その解放のために、教会の高位聖職者やその他の教会人たちが、よりいっそう目を凝らし、注意深くなり、力と業を示すのが適切である。そうすることで、彼らは元来この種の解放によって生じるかの信仰と教会の自由の増大をより一層気に掛け続けるべきある。というのも、前述の帝国に援助が差し出される間に、援助は結果的に聖地に向けられるからにはほかならない。実際、我々は前述の帝国への支援が迅速かつ効果的になされるように、我々は公会議の共通の賛同によって、以下のように規定する。上位の聖職や下位の聖職も、また〔参事会の〕教会聖職禄やその他少なくとも六ヶ月間同じところに個人的な居住を定めていない者の教会聖職禄も、彼らが保有する聖職禄が一つであれ複数であれ、それらの全収入の半分が、このことのために使徒座の措置により定められた者によって、三年目まで正しく徴収されること。(ただし、我々や我々の兄弟〔=枢機卿〕、およびその高位聖職者たちの職務に関わる者、または巡礼中の者、あるいは学生、もしくは彼らの教会の仕事に彼らの委任に基づいて取り組んでいる者、または前述の土地のために十字の記章を身に付けた者と身に付けようとしている者、あるいは自ら同帝国を援助しに行った者たちは除外する。)もし上述のこの例外のうちの誰かが、この種の十字の記章を帯びた者と〔帝国の援助に〕赴く者たちを除いて、教会の収入から銀百マルクの価値を超えて受け取っているのなら、年ごとに〔百マルクを超えた〕余剰の三分の一を帝国の援助のために徴収されなければならない。このことは教会のいかなる慣習や規定、あるいは使徒座から同じ教会や人々に与えられた、宣誓ないしはその他の保証によって強められたいかなる贖宥によっても妨げられない。もし、万一このことについて承知の上で詐欺を働いた場合は、破門の判決を受けるべきである。一方で我々は、ローマ教会の収入から、あらかじめ前述の土地を助けるために割り当てられるべきその中の十分の一を差し引いた後で、十分の一を全て上述の救援のために割り当てるであろう。さらには、同帝国が助けられる際には、我々が同帝国の解放のために努力している間に、援助はとりわけ同地に与えられ、また特にその回復に充てられる。全能なる神の慈悲と至福なるその使徒ペトロとパウロの權威を信じ、分不相応にも我々に彼が授けた繋ぎ解く力から(参照、マタイ 16:19; 18:18)、同帝国の支援に赴いた者たち全てに、彼らの罪からの赦免を認める。そして、上述の土地の救援に赴いた者たちに与えられたものと同等的特権と免除を享受することを我々は望む。

(仲田公輔)

II-3 高位聖職者による自らに委ねられている人々への忠告³⁵

神の御子はその血を滴らせて聖別した回復されるべき土地のために、教会の子らの総体が永遠なる祖国の存続のために、古くから長い時間をかけて数えきれないほどの費用だけでなく、計り知れないほどの流れる血を注いだということが知られており、それは、かつて不敬虔な者たちが信徒らに対して戦いを仕掛けた際に海の向こうの地方で起こったことから、我々が悲痛な心で承知している通りである。しかし、このことゆえに、使徒座における祈願の中で最大のものは、かの土地の救出についての〔万人の〕共通の願いが慈悲深き神によって迅速に成就することであるから、神の恩顧を保つべく、汝らを我々の書簡によって〔この〕事業に駆り立てるために、我々はしかるべく配慮した。それゆえ我々は以下のように、汝ら全てに求め、主イエス・キリストにおいて命じつつ請い願う。すなわち、汝らの世話に委ねられている汝ら各々の信仰深き人々を、あなた方の説教の際に、あるいは彼らの悔悛を課す際に、あなた方にとって役に立つと思えるように、このことについて特別な贖宥を認めつつ、敬虔な忠告によって、以下のように導くこと。すなわち、彼らが当座で作成する遺言において、彼らが自らの罪の赦しのために、聖地やロマニアの帝国〔＝ラテン帝国〕で何らかの支援を遺すように。また、あなた方は注意深く以下のように配慮すること。彼らが磔にされた方への畏敬の念からこの種の援助として金銭で差し出したものは、所定の場所にあなた方の印章のもとで確実に保管されるようにし、またこのために他の物としてそこに遺贈されたものは、入念に書面に書き留められるようにすること。さらに、ただ神の大義だけが追い求められ、信徒たちの救済が保たれるようなこの敬虔の業を、誠実なるあなた方がぬかりなく善意によって実行し、ついには天の裁き主の手から確実にあなた方が天上の栄光ある報いを待ち望むように。

（仲田公輔）

II-4 タルタル人について³⁶

我々はキリスト教の礼拝がより遠くまたよりあまねく、世界中に広められることを何よりも熱望しているので、この点について何らかの者たちが、この礼拝をあらゆる熱意と全力によって地上から徹底的に全滅させようと企てるほどに反対の意志と行動によって我々の願望に逆らうとき、我々は測り知れない悲しみの槍によって突き刺される。実際、不敬なタルタル人の種族は、キリスト教の民を服属させること、あるいはむしろ滅ぼすことを追求し、すでに長い間、自分たちの諸部族の力を集めてポーランド、ロシア、ハンガリーおよび他のキリスト教徒の地域に侵入しており、それらの地域において〔この〕略奪者は荒れ狂い、その剣は年齢も性別も顧みず、恐るべき残忍さが全ての間で無差別にも暴走し、これらの地域を前代未聞の破壊によって荒らし尽くすほどであった。

³⁵ 高位聖職者によって、彼らの管理下の人々が聖地やラテン帝国への支援のために寄与するよう促す戒告がなされるように規定する。

³⁶ タルタル人によるキリスト教国に対する侵入や略奪を防ぐための方策。1206年に成立したモンゴル帝国は軍事遠征によって領土を拡大していき、第二代皇帝オゴデイは、ジョチ家のバトゥをヨーロッパ遠征の司令官に命じた。1241年、バトゥ率いるモンゴル軍本隊はハンガリーのモヒの戦いで、別部隊はポーランドのレグニツァの戦いでヨーロッパ諸勢力に勝利をおさめた。敗北を喫したキリスト教圏はアジアに対する戦略や対策を立てる必要に迫られることとなった。

また、同じ剣が鞘の中で休まることも知らないまま、その種族は絶え間ない迫害によって前進し続け他の民の諸王国を服属させている。それに続いて、〔その種族は〕より強力なキリスト教徒の軍隊を襲い、それらに対してさらに徹底してその獰猛さを行行使することにもなり得る。そうすれば、このようなことはあってはならないのであるが、世界から信徒が失われ、信仰は世界から逸れていき、その間〔信仰は〕この種族の野蛮さによって苦しめられた礼拝者たちを嘆くだろう。したがって、かの種族の忌まわしい意図が成功を収めず、挫かれ、救済者なる神の力によってむしろ反対の結末で終わらされるために、こうしてその前進が妨げられ、その武力がいかに強大であっても彼ら〔＝キリスト教徒〕のもとにこれ以上侵入することができないようにするということが、全てのキリスト教徒によって注意深い熟慮で考えられるべきであり、また入念な勤勉さで配慮されるべきである。それゆえ、聖なる公会議の勧告に基づき、我々はあなた方全てに忠告し、請い、促し、また注意深く命じる。かの種族が我々の土地に侵入できるような道や入口をよくよく巧妙に調査し、あなた方のもとへのかの種族の侵入が容易に開かれることができないように、あなた方が役に立つと考えるところに応じて、侵入路や入口を堀や防壁またはその他の建造物や装置によって、あらかじめ防備するように心がけるべきである。さらに、彼らの到来は事前に使徒座に通知可能にすべきである。それは、使徒座が信徒たちの支援をあなた方に準備することによって、主が助けとなってあなた方はかの種族の企てや攻撃に対して安全でいられるためである。すなわち、そのためにあなた方が負うことになるであろう必要で有益な費用については、我々は気前よく負担し、またこのことにより共通の危険が立ちはだかっているため、我々は、キリスト教徒の全ての地域から、相応に負担させるであろう。さらに我々は、このことに関し、前述の種族が接近経路としうる土地の他のキリスト教徒に、本状と同様の書簡を送る。(増永菜生)

II-5 十字軍に関して³⁷

聖地の嘆かわしい危険のために、しかしとりわけ当地に定住した信徒たちに最近起こったと伝えられることのために、我々は心から悲しみ、不敬虔な者たちの手から慈悲深き神の下へと当地を解放することを総意で望んでいるので、聖なる公会議の承認により以下のように定める。すなわち、しかるべき時に説教師や我々の特別な使者を通して全信徒に伝達することで、海を渡る用意のある者全員がこのために適した場所に集合し、そこから当地の救援へ神と使徒座の祝福と共に出発するように、十字の記章を帯びた者は準備すべきである。他方でキリストの軍隊の中にいようとする司祭と他の聖職者は、下位〔聖職〕者も高位聖職者も、祈祷と訓戒に勤勉に従事することで、言葉でも例示でも以下のように彼らを教化すべきである。すなわち、永遠なる王の権威を損なうようなことは何も言わず、行わないように、主への畏れと愛を常に目の前に抱くべきであり、そしてもし罪に陥ることがあったとしても、真なる悔悛を通して直ちにまた起き上がり、

³⁷ 1229年フリードリヒ2世の十字軍によってキリスト教勢力の下に回復したエルサレムは、公会議の前年1244年に再びイスラム勢力によって占領された。本条項はそれを受けて十字軍を呼びかける。しかし世俗諸侯はヨーロッパ内部での対立から十字軍に乗り気ではなく、実際に十字軍が派遣されるのは1248年になってからルイ9世によってであった。

心と身体における謙遜を持ち続け、衣食共に中庸を守りながら、争いや競争を完全に避けて、怨恨や妬みを徹底して自身から遠ざけることで、かくして霊的武具と物質的武具によって武装することによって、自身の能力を過信せず、神の力に希望を抱きながら、より確信をもって信仰の敵と戦うべきであると。一方で、貴族や軍隊の指揮権を持つ者やあらゆる富裕者は、高位聖職者の敬虔なる勧告に従い、自らがその方のために十字の記章を身に付けたところの十字架に懸けられた方への注視によって、無益で余分な支出、とりわけ宴会や酒盛りの中で生じる支出を控え、それを、その者たちによって神の御業が成功することができる、まさにその人物たちへの援助へと転用すべきである。そして彼らに対して、その行いのために、高位聖職者自身の配慮に従って、彼ら自身の罪の贖宥が分配されるべきである。他方で、上述の聖職者たちに対して、その教会に居住しているかのように、三年間にわたり自身の聖職禄を全額受け取り、もし必要ならば、それを同じ期間担保に入れることができることを、我々は認可する。この神聖なる計画が妨害されたり遅延させられたりするようなことが起きないように、教会の全高位聖職者に以下のように我々は厳格に命じる。すなわち、それぞれの土地ごとに各々が、十字の記章を外した者に再び身に付けるよう、そして彼らと同様に、他の十字の記章を帯びた者やさらにこれから記章を帯びるであろう者が、より熱心に主へ自らの祈願を捧げるように (参照、申命 23:21; コヘレト 5:4 ; 詩編 50:14 [ウルガータ聖書では同 49:14] ;116:14 [ウルガータ聖書では同 115:14] 他)、勧め、導き、またもし必要ならば、人に対する破門とその者たちの土地に対する聖務禁止の判決を通して、あらゆる言い逃れを排した上で、強制すべきである。以上に関することでイエス・キリストの御業に何か欠けることのないように、我々は以下のように欲し、命じる。すなわち、総大司教、大司教、司教、大修道院長、また魂の配慮 [= 司牧] に携わる他の者たちは自身に委ねられた人々に十字の言葉を熱心に告示し、父と子と聖霊、一つの、唯一の、真なる、永遠なる神にかけて、王、公、侯、辺境伯、伯とバロンと他の有力者、ならびに都市や村や町の共同体に要請して、自ら聖地の救援に向かえない者が、個々の能力に応じて、適切な数の兵士を三年間分の必要な費用とともに送るようすべきである。以上は彼ら自身の贖宥のためであり、それは我々が既に全ての地に送った普遍的告示文において述べられた通りであり、またさらなる注意を促すため以下においても明言される。というのも、このために自身の船を提供しようとする者たちだけでなく、この事業のために船を建造する意欲を持った者たちもこの贖宥に与ることを、我々は望んでいるからである。他方それを拒否する者たちに対しては、もし万一誰かそれほど我らの主なる神に対して恩知らずな者たちがいた場合、使徒に代わり我々は断固として以下のように宣言する。すなわち、彼らは自分たちがこのことについて我々に対し、厳格なる審判の最後の日に、恐るべき審判者の前で答えることになるのを知るべきである。しかしその前に、いかなる知識、あるいはいかなる安全でもって、神のひとり子、父が「その手に全てを与えた」(参照、ヨハネ 3:35; 13:3) イエス・キリストの前に現れることができるのか考えるべきである、もし罪人たちのために十字架に懸けられたあの方に、まさに彼御自身のこの御業において、仕えるのを拒んだのならば。彼の恩寵によって生き、彼の恩恵によって生かされ、それどころかまた彼の血によって贖われたというのに (I ペトロ 1:18-19)。さらに我々は公会

議の共通の承認から次のように定める。すなわち、あらゆる聖職者は、下位〔聖職〕者も高位聖職者も、教会の収入の二十分の一を、三年間にわたり欠けることなく聖地の救援へと、この目的のために使徒の配慮によって任命された者たちの手によって、送るべきである。その例外はこの支払いから正当に除外されるべき一部の修道士と、また十字の記章をすでに身に付けたか、これから身に付けることで、自ら赴こうとする者だけである。我々と我々の兄弟たる聖なるローマ教会の枢機卿たちは、十分の一をまるごと支払うだろう。そして全ての者が、自分達はこれを忠実に履行するよう破門の判決によって義務付けられていて、そのためこれについて故意に不正を働いた者は破門の判決を被るということを知るべきである。天上の支配者への服従を堅持する者が特別な恩典を享受するのが相応しいことは全く正当な判断であるので、十字の記章を帯びた者は租税や貢納やその他の負担から免除されるべきである。彼らの身柄と財産を、十字を身に付けた後には、以下のように定めることで、我々は至福なるペトロと我々の庇護の下に置く。すなわち、彼らは大司教と司教と神の教会におけるあらゆる高位聖職者の保護下に留まり続け、またこのために適切な庇護者を特別に任命することで、彼ら自身の帰還か死亡についてこの上なく確実に知られるまで、〔彼らの財産は〕損なわれることなく無事であり続けるようにすべきである。そしてもし誰かがこれに反したことを敢えてしたならば、教会罰を通して矯正されるべきである。また、もし彼の地へ出発する人たちの中に負債を支払うよう誓いによって強制された状態にある者がいるならば、その債権者は、彼らのために、述べられた誓いを取り下げ、負債の取り立てをやめるように、同じ罰でもって強制されるよう我々は命じる。しかしもし債権者の誰かが彼らに負債の支払いを強いたならば、同様の処罰によってその返還を債権者に強いるよう我々は命じる。実際、ユダヤ人については、世俗権力によって負債の返還を強制されるよう我々は命じ、彼らがそれを返還するまで、全てのキリストの信徒によって、破門の判決を通して、彼らとの交際は完全に拒絶されるべきである。現在ユダヤ人に債務を弁済することができない者は、世俗の君主たちが相応の延期によって配慮し、出発後、彼ら自身の帰還か死亡が知られるまでは、負債による不利益を被らないようにし、ユダヤ人には自身がその間受け取る担保からの収入を、必要経費を控除した上で、元金の中に計算するよう強制すべきである。なぜならこの種の恩典は、支払いを遅らせるが、負債を帳消しにはしないので、あまり多くの不利益を伴うようには思われなければならないからである。なお十字の記章を帯びた者と彼らの家族に対して公平さを示す点で、怠慢であると判明した教会の高位聖職者は、自身が厳しく罰せられるべきであることを知るべきである。さらに私掠船や海賊船が、聖地へ向かう者や当地から帰還する者を捕らえて略奪することにより、当地への救援を妨害することが目に余るので、我々は彼らと彼らの主要な支援者や後援者を破門の鎖で縛り、アナテマの威嚇の下で、誰であれ何か売買の契約で彼らと故意に交際することを禁じ、彼らの都市や土地の統治者には、彼らをこのような不正から呼び戻し矯正することを課す。さもなくば、犯罪人を助けようとしなないことは助長すること以外の何ものでもないし、明白な悪行に反対するのを思い留まる者は隠された共犯の疑いを免れないので、その身柄と土地に対して教会の高位聖職者を通して教会の厳格さが実行されることを、我々は欲し、命じる。加えて、キリスト自身とキリスト教徒の人々に反抗して武器

や鉄やガレー船の材木を調達する、不義で不敬虔なキリスト教徒を、我々は破門とアナテマに処す。また彼らにガレー船や船舶を売る者やサラセン人の海賊船の中で舵取りを行う者、また策略や何か他のことにおいて聖地の不利益となる何らかの援助や助言を彼らに向ける者については、その者たちもまた自身の財産の没収により罰せられ、捕らえた者の奴隷となることを我々は決議する。そして以下のことを我々は命じる。すなわち、あらゆる沿岸都市において主日〔＝日曜日〕と祝祭日ごとにこの種の判決が公に更新されるべきであり、かような者たちには、罪を犯した点において公平な判決によって罰せられるために、そのような忌まわしき商いから受け取ったもの全額と自身の財産からそれと同じ額を先述の地の救援へと送ったのでなければ、教会の内部は開かれざるべきである。しかしもし万一彼らに支払い能力がなかったならば、そのような者たちの罪が別のやり方で罰せられることで、彼ら自身の罰において同様のことを敢えてする無謀さが他の者たちに禁じられるようにすべきである。なおまた我々は、東方の地域に住むサラセン人の地へ、四年間にわたり、自身の船舶を輸送あるいは運送させることを、全キリスト教徒に禁じ、アナテマの下で禁止する。これは、そうすることで聖地の救援のため渡航しようとする者たちにより多くの艦船が用意され、先述のサラセン人から、これまでそこから少なからず彼らに生じてきた援助を取り除くためである。他方、武芸競技は様々な公会議において一定の罰の下で全般的に禁止されてきたが、現下、十字の事業がそれによって大いに妨げられているので、我々は三年間にわたりそれが行われることを、破門の罰の下で厳格に禁じる。またこの事業の達成には、キリスト教徒の君主と人民が互いに平和を守ることが極めて必要であるので、神聖で普遍的な教会会議の勧告により、我々は以下のように定める。すなわち、四年の間、全キリスト教世界において平和が全面的に守られるべきであり、それゆえ教会の高位聖職者を通じて、不和にある者たちは全面的な平和あるいは厳格な休戦を破ることなく守るように導かれるべきである。そして万一休止することを拒絶した者は、違反者の敵意がそのような平和を自ら享受すべきでないほどでなかったならば、人への破門と土地への聖務禁止令を通して、この上なく厳しく強制されるべきである。しかしもし万一教会罰を軽視したならば、教会の権威を通して世俗権力が、十字架に懸けられた方の御業の妨害者に対するように、彼らに対して差し向けられるのではないかと恐れることになるのは、至極当然である。以上から、我々は全能たる神の慈悲と至福なる使徒、ペトロとパウロの権威を信じているので、分不相応とはいえ我々に神が賜った、かの繋ぎ解く力から (参照、マタイ 16:19; 18:18)、自身の負担で自らこの仕事に従事した者全てに、心から悔悛し、口に出して告白した自身の罪の全面的な赦しを認め、義に適った行いへの報酬として永遠の平安の増大を約束する。一方自らそこに赴かなかったが、自身の能力や適性に依じて、費用だけでも自らの負担で適切な人物を派遣した人や、他人の費用であったとしても、自ら赴いた者にも同様に、自身の罪の全面的な赦しを我々は容認する。当地の救援へと自身の財産から相応しく奉仕し、あるいは先述の事柄について適切な助言や援助をした者にも皆、援助の量や献身の情に応じて、この赦免に与ることを我々は容認する。またこの務めへと敬虔に出発した者全てに、神聖で普遍的な教会会議は、彼らの救済にしかるべく役立つように、自らの祈祷と祝福の恵みを分け与える。 (窪信一)